

平成 25 年度 6 月補正（専決処分）の概要

一般会計補正予算（第 2 号）

1 補正予算の内容

関西及び首都圏を中心に流行が続いている風しんについて、妊婦の感染防止を図り、子どもの先天性風しん症候群を防止するため、兵庫県が予防接種費用の補助を行うことを受けて、本市における風しん罹患率も県下で非常に高いことから、緊急的に予防接種費用の助成を行うため、平成 25 年度一般会計補正予算（第 2 号）を編成する。

なお、経費の執行にあたっては、急施を要することから、この補正予算は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分を行う。

2 補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
197,630,162	11,900	197,642,062

3 歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
県支出金	5,657	衛生費	11,900
繰越金	6,243		
合 計	11,900	合 計	11,900

4 費目別事業概要等

衛生費 11,900 千円

予防接種事業費 11,900 千円

妊婦の風しん感染防止を図るため、風しん予防接種費用の助成を行う。